

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 42 回食品添加物部会

日時 : 2010 年 3 月 15 日 (月) ~ 3 月 19 日 (金)

場所 : 北京 (中国)

仮 議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	FAO/WHO 及び第 71 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの関心事項
4.	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大基準値の承認 / 改訂
5.	食品添加物のコーデックス一般規格(GSFA)
	(a) GSFA の添加物条項の案及び原案
	(b) GSFA の添加物条項に対する意見及び情報 (回付文書 CL 2009/7-FA Part B (points 6-9))
	(c) GSFA におけるアルミニウム含有添加物の添加物条項への報告根拠に対する意見及び情報 (回付文書 CL 2009/10-FA)
	(d) GSFA の食品分類システムに対する意見及び情報 (回付文書 CL 2009/7-FA Part B (points 10-12))
	(e) GSFA の作業を促進する刷新的な提案に関する討議文書
6.	加工助剤
	(a) 加工助剤に関するガイドライン及び原則原案 (N14-2008)
	(b) 加工助剤一覧 (IPA): 更新リスト
7.	食品添加物の国際番号システム (INS)
	(a)INS の変更 / 追加の提案
	(b)INS の変更提案に必要とされる妥当性の原則に関する討議文書
8.	食品添加物の同一性及び純度に関する規格
	第 71 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格
9.	JECFA による評価のための食品添加物の優先リスト
	(a) JECFA 評価の優先リストへの追加及び変更に関する提案 (回覧文書 CL 2009/9-FA への回答)
	(b) JECFA での再評価のメカニズムに関する討議文書
10.	その他
	コーデックス個別食品規格の添加物条項の不整合に関する課題の同定と勧告に関する討議文書
11.	食用塩のコーデックス規格 (CODEX STAN 150-1985) の討議文書
12.	その他の事項及び今後の作業
13.	次回会合の日程及び開催地
14.	報告書案の採択

標記会合に先立ち、2010 年 3 月 13 日 (土) に「食品添加物コーデックス一般規格 (GSFA)」に関する作業部会が開催される予定。

第 42 回食品添加物部会 (CCFA) の主な検討議題

日時：2010 年 3 月 16 日 (月) ~ 20 日 (金)

場所：北京 (中国)

主要議題の検討内容

議題 5 食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA)

(a) GSFA の添加物条項の案及び原案

前回会合では、作業部会で検討された添加物条項についてその全てを検討することができなかった。今次会合においては、前回会合で加盟国から寄せられたコメントも合わせ、添加物条項をまとめた文書 (米国作成) に基づき各添加物条項が検討される。

我が国からは、国内における食品添加物の使用実態を踏まえたコメントを提出するとともに、文書中の誤りを指摘している。上記コメント等を踏まえ、我が国における使用実態が反映されるよう適切に対応したい。

(b) GSFA の添加物条項に対する意見及び情報 (回付文書 CL 2009/7-FA Part B (points 6-9))

前回会合において、意見及び情報提供を求めることとされた以下の点について検討される。

i) リグノスルホン酸カルシウム、アルギン酸エチルラウロイル、ステビオール配糖体及び亜硫酸塩についての最大基準値案

ii) 注釈 161 (食品添加物の使用については、特に GSFA の前文のセクション 3.2 (添加物使用の正当性) との合致を目指した輸入国の規制が適用される) の適用範囲

iii) 食品分類 06.4.2 (乾燥パスタ及び類似製品) におけるファストグリーン FCF (着色料) の使用、食品分類 08.2 (加工肉: ブロック等) 及び 08.3 (加工肉: 細切したもの) におけるエリスロシン (着色料) の使用の技術的妥当性

我が国からは、ステビオール配糖体、亜硫酸塩及びエリスロシンについて、我が国の基準及び使用実態を踏まえた情報を提供している。必要に応じ更なる情報提供を行う等により、我が国の実態が反映されるよう適切に対応したい。

(c) GSFA に掲載されるアルミニウム含有添加物の添加物条項の報告根拠に対する意見及び情報 (回付文書 CL 2009/10-FA)

前回会合において、検討中のものも含め GSFA 中の全てのアルミニウム含有添加物の添加物条項について、各国から最大使用基準値の科学的根拠について情報を収集し、今次会合で議論することとされた。

我が国からは、硫酸アルミニウムアンモニウムについて使用実態を踏まえた情報を提供している。必要に応じさらなる情報提供を行う等により、我が国の実態が反映されるよう適切に対応したい。

(d) GSFA の食品分類システムに対する意見及び情報（回付文書 CL 2009/7-FA Part B (points 10-12)）

前回会合において意見及び情報提供を求めることとされた以下の点について検討される。

- i)食品分類 16.0（複合食品：分類 01-15 に当てはまらない食品）の名称と解説（description）の改訂と本食品分類の具体例
- ii)食品分類 08.1（生肉製品）及びその下位分類に含まれる食品への表面施用以外の目的での着色料の使用
- iii)食品分類 05.1（ココア製品及びチョコレート製品）の改定の新規作業に係るプロジェクト文書に対するコメント

情報収集に努めるとともに、必要に応じ情報提供を行う等により適切に対応したい。

(e) GSFA の作業を促進するための刷新的な提案に関する討議文書

GSFA の食品添加物条項の更新作業については、電子作業部会及び物理的作業部会で条項案を作成しても、本会議では時間的な制約により議論されずに積み残しとなるという状況が続いている。このため前回会合では、当該作業を促進させるための新たな作業方法について今次会合において検討することとされた。

我が国からは 電子作業部会の最大限の活用（参加の促進及び各国コメントを十分に踏まえた報告書の作成）、本会議での当該案件の議論の時間を増やすこと、GSFA と個別食品規格との不整合に関しても議論の時間を設けるとともに、個別食品部会に対して不整合の是正に向けて協力を仰ぐべきとのコメントを提出している。GSFA の作業手続きが円滑なものとなるよう、各国の提案も踏まえ適切に対応したい。

議題 6 加工助剤

(a) 加工助剤に関するガイドライン及び原則原案

第 31 回総会(2008 年 6 月)において新規作業として採択されたもの。前回会合では、時間的な制約もあったことから本ガイドライン原案は検討されず、ステップ 2 に戻し、電子作業部会（議長国：インドネシア）において各国から提出されたコメントを考慮しつつ再検討することが合意された。

今回配布された原案では、加工助剤として使用されるものは食品も含め全てを対象範囲とすることが明確になり、定義の項については「手続きマニュアル」との整合が図られた。また、加工助剤一覧（IPA）についてはコーデックス規格とはしないこととしている。

各国の意見を聴取しつつ、基本的に電子作業部会作成の原案を支持する方向で対応したい。

議題 9 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）による評価のための食品添加物の優先リスト

(a) JECFA 評価の優先リストへの追加及び変更に関する提案（回付文書 CL 2009/9-FA への回答）

回付文書（CL 2009/9-FA）では、新たに JECFA にリスク評価を要請する食品添加物とともに、既にリストに収載されている添加物についても情報提供が求められた。

我が国からは、アルミニウム含有化合物（優先リスト収載済み）についてコメントを提出しており、2011 年開催の JECFA で評価が行われるよう求めることとしたい。

(b) JECFA での再評価のメカニズムに関する討議文書

前回会合において、JECFA 事務局より、評価が行われた後に安全性に関わる知見の変更や科学的進歩があった食品添加物について、再評価を実施するためのメカニズムを検討することが提案された。今次会合では、JECFA 事務局が作成する討議文書に基づき検討することとなっているが、資料未着である。

提示される討議文書の内容を精査し適切に対応したい。

議題 10 コーデックス個別食品規格の添加物条項の不整合に関する課題の特定と勧告に関する討議文書

前回会合では時間的制約のため議論されなかったため、今次会合では、電子作業部会（議長国：スイス）で一部改訂した討議文書について検討される。

討議文書では、GSFA と食品添加物条項に不整合のある個別食品規格について、関連する部会の活動状況を踏まえた作業手続き案が示されている。討議文書の内容を精査し、GSFA と個別食品規格の食品添加物条項の整合が円滑に図られるような作業手続きとなるよう対応したい。

議題 11 食用塩の規格（CODEX STAN 150-1985）に関する討議文書

前回会合では、食用塩の規格について、汚染物質やサンプリング方法に関する項目等の更新が必要であるとの指摘があった。今次会合では、コーデックス手続きマニュアルの「個別食品規格の様式」との整合を図るなど、本規格の改訂を新規作業として提案する討議文書（スイス作成）について検討される。

情報収集に努めるとともに、当該規格が適切に更新されるよう対応したい。